

# 流山市自主防災組織補助金交付規則

令和3年3月18日規則第16号

## (目的)

第1条 この規則は、市内の自主防災組織が実施する防災活動に必要な資機材(備蓄食料を含む。以下同じ。)の購入、自主防災組織が主催する防災訓練、研修会等その他の防災活動に係る経費に対し補助金を交付することにより、地域防災力を向上し、もって市民の安全な暮らしに資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規則において「自主防災組織」とは、自治会又はマンション管理組合(マンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条若しくは同法第65条に規定する団体又は同法第47条第1項(同法第66条において準用する場合を含む。)に規定する法人をいう。)が規約等を定めて設立した自主防災を目的とする団体をいう。

## (補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内に存する自主防災組織とする。

## (補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる費用とする。

- (1) 自主防災組織の防災活動に必要な資機材の購入及び更新に要する費用
- (2) 防災訓練、自主防災組織が主催する講演会、防災活動に関する研修等に要する費用
- (3) その他防災活動として市長が特に必要と認める事業に要する費用

## (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に3分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)とする。ただし、次の各号に掲げる補助対象経費の種類に応じて当該各号に定める額

を限度とする。

(1) 前条第1号に掲げる費用 別表に定める限度額

(2) 前条第2号に掲げる費用 150,000円

(3) 前条第3号に掲げる費用 50,000円

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、補助対象経費が生じた日の属する年度の末日までに、流山市自主防災組織補助金交付申請書(別記第1号様式)に補助対象経費の生じた日、内容及び金額が確認できる書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 補助金の申請は、1年度当たり1回までとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、流山市自主防災組織補助金交付決定(申請却下)通知書(別記第2号様式)により、当該申請をしたものにその旨を通知するものとする。

(交付請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けたものは、流山市自主防災組織補助金交付請求書(別記第3号様式)により、市長に補助金の交付を請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたものがあるときは、当該交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

| 自主防災組織の加入世帯数     | 資機材の購入及び更新の限度額             |
|------------------|----------------------------|
| 100世帯以下          | 50,000円<br>(設立時 75,000円)   |
| 101世帯以上300世帯以下   | 75,000円<br>(設立時 112,000円)  |
| 301世帯以上600世帯以下   | 100,000円<br>(設立時 150,000円) |
| 601世帯以上1,000世帯以下 | 125,000円<br>(設立時 187,000円) |
| 1,001世帯以上        | 150,000円<br>(設立時 225,000円) |

備考

- 1 自主防災組織の加入世帯数は、第6条第1項の規定による申請をする日の属する年度の前年度の10月1日現在(以下「基準日」という。)の数(以下「基準加入世帯数」という。)とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、基準日において自主防災組織がまだ設立されていない場合の自主防災組織の加入世帯数は、自主防災組織の設立時の世帯数とする。
- 3 資機材の購入及び更新の限度額のうち、設立時の額は、流山市自主防災組織防災資機材整備等事業補助金交付要綱(平成24年流山市告示第87号)による補助金の交付を受けたことがなく、自主防災組織を設立して初めてこの規則による補助金を申請する際の1回に限り適用するものとする。

別記

第1号様式(第6条関係)

流山市自主防災組織補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)流山市長

自主防災組織名

代表者氏名

自主防災組織補助金の交付を受けたいので、流山市自主防災組織補助金交付規則第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金

円

2 交付申請内容

3 世帯数

4 添付書類

第2号様式(第7条関係)

流山市自主防災組織補助金交付決定(申請却下)通知書

流山市指令第        号  
年    月    日

様

流山市長        印

年    月    日付けで申請のあった流山市自主防災組織補助金については、下記のとおり決定したので、流山市自主防災組織補助金交付規則第7条の規定により通知します。

記

1 交付決定

交付決定額    金                      円

2 申請却下

(理由)

第3号様式(第8条関係)

流山市自主防災組織補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)流山市長

自主防災組織名

代表者氏名

年 月 日付け流山市指令第 号で交付決定のあった自主防災組織補助金について、流山市自主防災組織補助金交付規則第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 金 円

2 振込先

|       |  |      |  |
|-------|--|------|--|
| 金融機関名 |  | 口座種別 |  |
| 支店名   |  | 口座番号 |  |
| フリガナ  |  |      |  |
| 口座名義  |  |      |  |

請求者と口座名義人が異なる場合は、以下の記入をお願いします。

委任状

上記口座名義人に流山市自主防災組織補助金の受領を委任します。

自主防災組織名： 代表者氏名：